

## 公共汚水ます設置基準

制定 平成 28. 4. 1

改定 令和 4. 4. 1

(目的)

第 1 条 この基準は座間市公共下水道事業の実施における、公共汚水ます（取付管を含む。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第 2 条 公共汚水ますは、次の土地に土地所有者の承諾を得て 1 個設置するものとする。

- (1) 汚水の排水先を必要とする建築物を有する、又は建築を予定する 1 筆の土地
- (2) 汚水の排水先を必要とする建築物を有する、又は建築を予定する一団の土地
- (3) 前 2 号に規定する土地が、共同で排水を予定する場合

2 前項の土地において座間市下水道条例に規定する排水設備の基準を満たせない場合は、基準を満たすために必要な最小数の公共汚水ますを設置するものとする。

(設置位置)

第 3 条 公共汚水ますは排水設備設置義務者等の土地内で道路境界線に接し、道路面との高低差が 1 m 以内の位置に設置する。なお、建築基準法第 4 2 条第 2 項で定める道路においては、道路後退線を道路境界線とみなすものとする。

(構造基準)

第 4 条 公共汚水ますの構造基準は、座間市下水道条例施行規程の例によるものとする。

2 取付管の管径は原則として 1 5 0 ミリメートル以上とする。

(公共下水道管理者以外の施工)

第 5 条 次の箇所の公共汚水ますについては、土地所有者等が自費により施工するものとする。

- (1) 市街化調整区域（「座間市汚水処理施設整備構想」に該当する土地を除く。）
- (2) 法令により、排水を必要とする建築物の建築が制限されている土地
- (3) 都市計画法第 2 9 条に定める開発行為地及び座間市開発等事業指導要綱第 3 条の対象地
- (4) 公共下水道整備終了後に新たに分筆された土地
- (5) 公共汚水ますを撤去した土地
- (6) 分筆により公共汚水ますが未設置となった土地
- (7) 公共汚水ますの設置に支障物がある土地
- (8) 既に設置されている公共汚水ますを改造し、又は撤去する場合

(委任)

第 6 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、座間市公営企業管理者が別に定める。